

第6次地震防災緊急事業五箇年計画 (令和3年～7年度)

大 分 県
(令和5年度一部変更)

目 次

(ページ)

第 1 総括編

1 目的	1
2 計画対象地域の概要	1
3 地震防災対策の実施に関する目標	4
4 計画項目及び事業量・事業費(地震防災緊急事業五箇年計画総括表)	5

第 2 施設別編

1 号 避難地	6
3 号 消防用施設	7
5-1 号 緊急輸送道路	12
5-2 号 緊急輸送交通管制施設	14
5-4 号 緊急輸送港湾施設	15
6 号 共同溝等	16
8 号 社会福祉施設	17
11 号 公的建造物	18
12-1 号 海岸保全施設	19
13-1 号 砂防設備等	20
13-2 号 保安施設	21
13-3 号 地すべり防止施設	22
13-4 号 急傾斜地崩壊防止施設	24
13-5 号 ため池	25
15 号 防災行政無線	26
17 号 備蓄倉庫	27

大分県 地震防災緊急事業五箇年計画

【総括編】

1. 目的

本県域は、過去に別府湾を震源としたマグニチュード7の慶長豊後地震（1596年）や大分県中部を震源としたマグニチュード6.4の大分県中部地震（1975年）が発生しており、最近では熊本県を震源としたマグニチュード7.3の平成28年度熊本地震により大きな被害が発生したところである。また、県中央部には、別府湾から玖珠町にかけて、地震調査研究推進本部（文部科学省の特別機関）が全国主要活断層の中で発生する確率の高い活断層として評価している延長約76kmの「別府～万年山断層帯」も存在している。

さらに、地震調査研究推進本部により、南海トラフ巨大地震が50年以内に90%程度の高い確率で発生することが予測されており、激しい揺れによる被害のほか、直後に襲ってくる津波により甚大な被害が発生することが懸念されている。

県では、平成28年度に策定された第5次地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災対策上、緊急性の高い箇所・施設についての整備を推進してきた。

本計画においては、平成28年から開始された第5次地震防災緊急事業五箇年計画の未達成部分を含め、再度、地震防災上、整備すべき緊急性の高い項目を総合的に判断・抽出し、各種施設の緊急的な整備を図り、県土の安全性の向上に努めるものである。

2. 計画対象地域の概要

(1) 想定される地震災害の位置づけ

本県においては平成24年度に大分県地震津波被害想定調査を実施しており、その結果、想定される被害は以下のとおりとなっている。なお、平成24年3月には、東日本大震災の教訓を踏まえ、本県地域防災計画について、地震・津波対策編を中心に抜本的な見直しを行ったところである。

(2) 想定される地震津波被害の概要

本県において想定される地震津波被害の概要は、以下のとおりとなっている。

a. 建物被害等

- ・ 想定した南海トラフ巨大地震では、大分市の中央部あるいは佐伯市等では、震度6強が想定されている。これらの地域は、県内において人口密度が高い地域であり、老朽木造住宅が密集した地区も多数存在していることから、多数の倒壊家屋、負傷者の発生が想定されている。
- ・ 建物被害の内訳は、全壊・焼失が30,095件、半壊が30,652件と想定されている。

b. 土砂災害等

- ・ 地震に伴う土砂災害の発生が想定される箇所は、県内全域に及び、それらの周辺に宅地化の進行している箇所が見られる。これらの箇所については、砂防施設や地すべり防止施設等の整備が十分ではなく、多数の住宅が被災する可能性がある。
- ・ また、これらの土砂災害の発生により、山間部の幹線道路が寸断される等の被害の発生も懸念される。

c. 液状化被害

- ・ 震源に近い埋立地や砂州、谷底平地では、液状化の発生が予測されており、多数の住宅被害やライフライン被害の発生が予想される。
- ・ 震源から距離があり地震動がさほど大きくない谷においても、一部液状化の危険度が高い箇所が予測されている。

d. 津波被害

- ・ 沿岸域は、過去に慶長豊後地震、宝永地震、安政南海地震の津波により大きな被害を受けている。平成24年～25年にかけて行った津波浸水予測調査では、佐伯市蒲江丸市尾浦において13.5mの最大津波高が想定されている。

【県下における過去の地震被害】

1596年 慶長豊後地震 (M=7.0)

大分市付近の村里は津波によりすべて流出。死亡者708名と古文書にある。

1707年 宝永地震 (M=8.6)

大分市、杵築市、佐伯市で震度5～6。津波が別府湾、臼杵湾、佐伯湾に來襲。

1854年 安政南海地震 (M=8.4)

別府市で震度6。死者18名。家潰れ5,046戸。佐伯市で津波2m。

1946年 南海地震 (M=8.0)

死者4名。負傷者10名。建物倒壊36戸、半壊91戸。津波約1m。

1975年 大分県中部地震 (M=6.4)

湯布院町で震度5。負傷者22名。建物全壊77戸。

2016年 平成28年熊本地震 (M7.3)

別府市、由布市で震度6弱、豊後大野市、日田市、竹田市、九重町で震度5強。

死者3名、負傷者34名、住家被害（全壊10棟、半壊222棟、一部破損8,110棟）、非住家被害（その他59棟）。

【参 考】

図1 南海トラフ（陸側）による震度分布

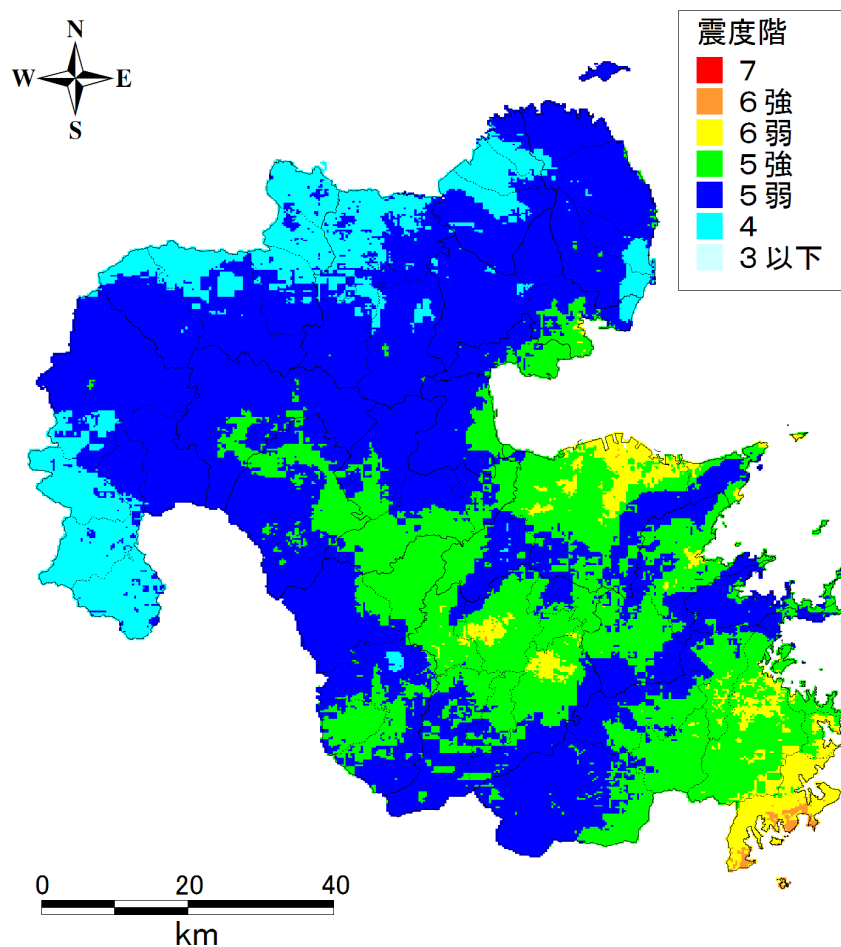


図2 南海トラフによる沿岸部の最大津波高分布図

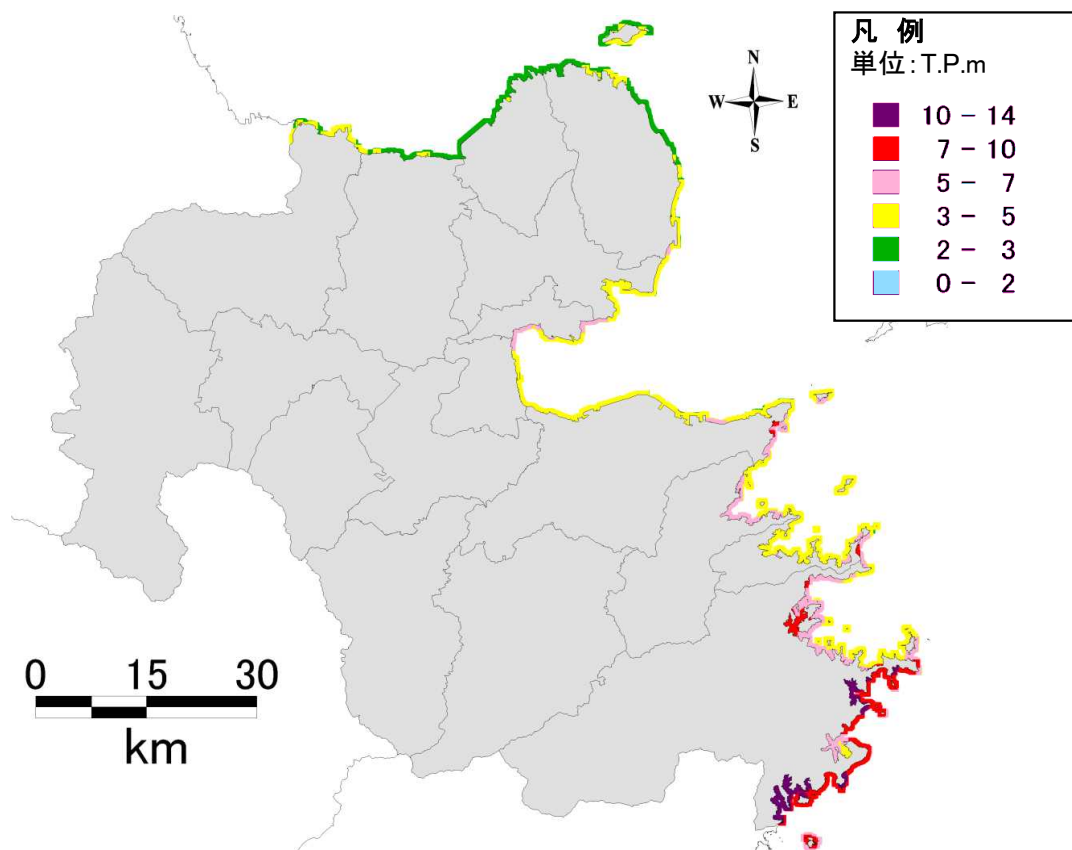
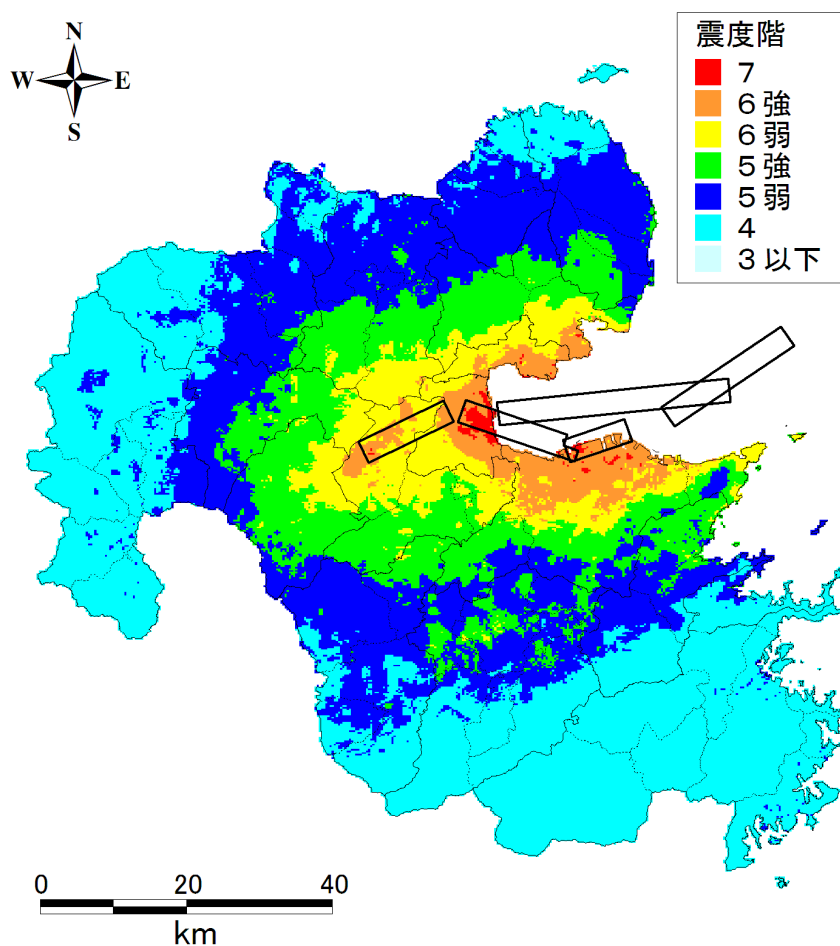


図3 別府湾の地震（慶長豊後型地震）による震度分布



(3) 計画対象区域

南海トラフ巨大地震による地震津波の被害は県沿岸部全域にわたる。また、県中央部及び別府湾内を東西に走る「別府～万年山断層帯」及び活火山の「鶴見岳・伽藍岳」、「くじゅう山系硫黄山」が存在していることから、それらによる地震、津波等の影響は全県下に及ぶと考えられる。したがって、人的及び物的被害の発生防止及び被害の軽減を図るため、計画対象区域は県土全域とする。

3・地震防災対策の実施に関する目標

本県地域防災計画において、地震防災対策特別措置法第1条の2の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を早急に定めることとする。

4. 計画項目及び事業量・事業費（地震防災緊急事業五箇年計画総括表）

事業項目	事業量		事業費 (百万円)
1号 避難地	4.2 h a	1 箇所	258
2号 避難路	k m	箇所	
3号 消防用施設	234 箇所		3,294
4号 消防活動用道路	k m	箇所	
5号 緊急輸送道路等			
5-1号 緊急輸送道路	50.3 k m	157 箇所	89,092
5-2号 緊急輸送交通管制施設	97 箇所		324
5-3号 緊急輸送ヘリポート	箇所		
5-4号 緊急輸送港湾施設	1 箇所	1 バース	620
5-5号 緊急輸送漁港施設	箇所	バース	
6号 共同溝等	4.2 k m	9 箇所	16,414
7号 医療機関	施設		
8号 社会福祉施設	1 施設		344
8の2号 公立幼稚園	棟	学校	
9号 公立小中学校等			
9-1号 校舎	棟	学校	
9-2号 屋内運動場	棟	学校	
9-3号 寄宿舎	棟	学校	
10号 公立特別支援学校			
10-1号 校舎	棟	学校	
10-2号 屋内運動場	棟	学校	
10-3号 寄宿舎	棟	学校	
11号 公的建造物	6 施設		1,277
12号 海岸・河川			
12-1号 海岸保全施設	22 箇所	m ^{※1}	3,935
12-2号 河川管理施設	箇所	m ^{※1}	
13号 砂防設備等			
13-1号 砂防設備	49 箇所		8,511
13-2号 保安施設	42 箇所		12,500
13-3号 地すべり防止施設	13 箇所		1,730
13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	58 箇所		4,538
13-5号 ため池	81 箇所		8,604
14号 地域防災拠点施設	施設		
15号 防災行政無線	2 箇所		2,095
16号 水・自家発電設備等	箇所		
17号 備蓄倉庫	6 箇所		540
18号 応急救護設備等	基		
19号 老朽住宅密集対策	h a	箇所	
合計			153,126

※堤防・護岸距離

【施設別編】

1号 避難地

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

(1) 概要

本県の地震時における避難地として、別府港をはじめ他2港を避難地として位置付け、大規模な地震が発生した場合の緊急物資の一時保管及び被災地からの住民・観光客等の避難場所等の多目的オープンスペースを確保することを目的に整備を図る。

また、緊急避難地として位置付けをした用地は以下のとおりである。

①別府港（石垣地区）、②津久見港（青江地区）、③臼杵港（下り松地区）

なお、避難地として完了している用地は、津久見港（青江地区）（H15d完）、別府港（石垣地区）（H22d完）であり、供用開始している。

(2) 対象施設

対象施設としては、各港とも港湾に関連した用地であり、以下に示す。

①別府港（石垣地区） 緑地 A= 9,500m²（整備済）

埠頭用地 A=17,500m²（整備済）

交流拠点用地 A=19,500m²（整備済）

②津久見港（青江地区） 緑地 A=28,600m²（整備済）

③臼杵港（下り松地区） 緑地 A=42,000m²（整備中）

長期目標として、臼杵港に4.2haを整備する事を目標とする。

2 五箇年計画への計上の考え方

通常時には、各施設ともに港湾施設として必要な施設で、用途別に利用しているが、大規模な地震が発生した場合には、緊急の避難地として利用できるように計画する。

緊急輸送港湾施設と一体になった整備を必要とし、整備が急がれる。

特に、大規模な地震が発生した場合の救援物資の一時保管及び被災地からの住民・観光客等の避難場所を確保することをふまえ、臼杵港（下り松地区）を計上した。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
港湾施設	4.2ha 1箇所 (258百万円)					4.2ha 1箇所 (258百万円)
概算事業費 (百万円)	258					258

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (臼杵市)	港湾環境整備事業	4.2ha 1箇所	258	3	国土交通省 (内閣府)	()は事業 所管府省庁

4 備考

【施設別編】

3号 消防用施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

(1) 消防水利(耐震性貯水槽、防火水槽)

本県では、市町村消防施設整備計画実態調査をもとに、これまで計画的に消防水利の整備を図ってきたところである。長期的には、消防水利不足区域の解消及び老朽化消防水利の更新を目標とし、地震防災対策のため耐震性貯水槽の設置を促進する。

(2) 消防車両

「消防力の整備指針」に従い、消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、救急自動車、救助工作車等の整備を行う。

(3) その他消防用施設

その他、「消防力の整備指針」で規定されていない施設については、市町村の特性に合わせて、老朽化した特殊救助資機材の更新や消防拠点施設等の整備を目標としている。

2 五箇年計画への計上の考え方

(1) 消防水利

消防水利不足区域等に、100基の整備を計画計上する。

(2) 消防車両

更新を含め116台の消防車両の整備を計画計上する。

(3) その他消防施設

災害に備え、老朽化した特殊救助資機材の更新や消防活動の拠点となる施設の整備を行う。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
消防水利	16基 (117百万円)	18基 (149百万円)	22基 (178百万円)	19基 (131百万円)	25基 (182百万円)	100基 (757百万円)
消防車両	16台 (245百万円)	21台 (472百万円)	26台 (494百万円)	22台 (406百万円)	31台 (564百万円)	116台 (2,181百万円)
その他消防施設	4箇所 (87百万円)	5箇所 (115百万円)	3箇所 (38百万円)	3箇所 (58百万円)	3箇所 (58百万円)	18箇所 (356百万円)
概算事業費 (百万円)	449	736	710	595	804	3,294

(2)個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	7基	50	3~7	消防庁	
別府市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	8基	72	5,7	消防庁	
中津市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	5基	41	3~7	消防庁	
日田市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	10基	70	3~7	消防庁	
佐伯市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	7基	49	3~7	消防庁	
佐伯市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(60t型))	1基	14	4	消防庁	
臼杵市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	10基	94	3~7	消防庁	
竹田市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	11基	72	3~7	消防庁	
豊後高田市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	2基	15	7	消防庁	
杵築市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	10基	60	3~7	消防庁	
宇佐市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	10基	70	3~7	消防庁	
豊後大野市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	11基	94	3~7	消防庁	

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
国東市	消防防災施設整備事業(耐震性貯水槽(40t型))	8基	56	4~7	消防庁	
大分市	緊急消防援助隊設備整備費事業(消防車両)	1台 梯子車1台	150	7	消防庁	
別府市	緊急消防援助隊設備整備費事業(消防車両)	3台 災害対応特殊救急自動車(高度救命処置資機材一式)2台、化学車1台	156	4,6,7	消防庁	
中津市	緊急消防援助隊設備整備費事業(消防車両)	1台 災害対応特殊救急自動車(高度救命処置資機材一式)1台	43	7	消防庁	
臼杵市	緊急消防援助隊設備整備費事業(消防車両)	1台 災害対応特殊救急自動車1台	45	6	消防庁	
宇佐市	緊急消防援助隊設備整備費事業(消防車両)	2台 災害対応特殊救急自動車(高度救命処置資機材一式)2台	80	5~6	消防庁	
豊後大野市	石油貯蔵施設立地対策等交付金事業(消防車両)	5台 小型ポンプ付積載車3台、消防ポンプ自動車2台	68	3~7	消防庁 (経済産業省)	()は事業 所管府省庁
豊後大野市	電源立地地域交付金事業(消防車両)	2台 小型ポンプ付積載車2台	15	3	消防庁 (経済産業省)	()は事業 所管府省庁
豊後大野市	緊急消防援助隊設備整備費事業(消防車両)	2台 水槽付消防ポンプ自動車1台 災害対応特殊救急自動車1台	92	6~7	消防庁	
国東市	緊急消防援助隊設備整備費事業(消防車両)	3台 消防ポンプ車2台、災害対応特殊救急自動車(高度救命処置資機材一式)1台	105	4~5	消防庁	

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分市	消防車両整備事業(市)	1台 特殊災害対応自動車1台	28	3	消防庁	
中津市	消防車両整備事業(市)	17台 消防ポンプ自動車4台、小型動力ポンプ付積載車13台	182	3～7	消防庁	
佐伯市	消防車両整備事業(市)	27台 小型動力ポンプ付積載車20台、消防ポンプ自動車5台、梯子付消防ポンプ自動車1台、救急自動車1台	611	3～7	消防庁	
豊後高田市	消防車両整備事業(市)	11台 小型動力ポンプ付積載車10台、高規格救急車1台	93	3～7	消防庁	
杵築市	消防車両整備事業(市)	4台 小型動力ポンプ付積載車4台	24	6～7	消防庁	
宇佐市	消防車両整備事業(市)	11台 小型動力ポンプ付積載車10台、資機材搬送車1台	77	3～7	消防庁	
豊後大野市	消防車両整備事業(市)	1台 水槽付消防ポンプ自動車1台	50	5	消防庁	
由布市	消防車両整備事業(市)	22台 小型動力ポンプ付積載車17台、緊急自動車5台	356	3～7	消防庁	

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
国東市	消防車両整備事業(市)	2台 小型動力ポンプ 付積載車2台	6	7	消防庁	
大分市	緊急消防援助隊 設備整備事業(救 助資材)	1セット テロ対策用特殊 救助資機材	22	3	消防庁	
中津市	消防施設整備事業(市)	4箇所 消防団詰所整備	100	3～7	消防庁	
佐伯市	消防施設整備事業(市)	3箇所 消防団詰所整備	69	3～5	消防庁	
宇佐市	消防施設整備事業(市)	5箇所 消防団詰所整備	100	3～7	消防庁	
国東市	消防施設整備事業(市)	5箇所 消防団詰所整備	65	3～7	消防庁	

4 備考

--

【施設別編】

5－1号 緊急輸送道路

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震等の災害発生直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、大分県では平成8年度に緊急輸送道路ネットワーク計画を策定し、その後、道路ネットワーク等を取り巻く環境の変化に対応して平成26年度に二度目の更新を行っている。

長期的な整備目標は、緊急輸送ネットワーク計画に位置づけられた1次（約1,452km）から2次（約596km）の輸送ルート全ての道路改良及び防災対策、さらには道路橋の耐震補強を行うことにより、緊急輸送道路のネットワーク化を完成することを目標としている。

なお、平成8年度及び平成22～25年度に実施した道路防災点検の結果では、緊急輸送ネットワークに位置づけられた路線の中で、751箇所の防災対策が必要とされている。

道路橋の耐震補強については、大規模地震に対して落橋等の甚大な被害を防止するため、緊急輸送道路の橋梁のうち、昭和55年道路橋示方書より古い基準を適用した192橋について優先的に耐震補強を実施した。今後は平成8年道路橋示方書より古い基準を適用した橋梁185橋について耐震補強を実施する。

2 五箇年計画への計上の考え方

令和2年度末における道路防災点検に基づく緊急輸送道路整備率は、道路防災対策については34.6%（260箇所／751箇所）、道路橋の耐震補強については、昭和55年道路橋示方書より古い基準を適用した橋梁（192橋）に対してはすべて完了しているが、平成8年道路橋示方書より古い基準を適用した橋梁に対しては15.1%（28箇所／185箇所）であり、今後さらに整備を推進する必要がある。

これまでに、緊急輸送道路の防災対策については、緊急を要する箇所から順次整備を進めてきており、今後、緊急輸送道路のネットワークを図るためには、これら全ての整備が急がれるが、特に1次ルートに位置づけられた路線において改良工事や橋梁補修等の整備を推進するものとする。

これにより本計画終了時における緊急輸送道路整備率は、道路防災対策が39.3%（295箇所／751箇所）、道路橋の耐震補強が40.0%（74箇所／185箇所）に向上する見込みである。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
道路	道路局所管分	49.3km 154箇所					50.3km 157箇所
	都市局所管分	1.0km 3箇所					
概算事業費 (百万円)		14,654	19,124	20,149	17,892	17,273	89,092

(2)個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (大分市外)	道路改築事業	25.6km 37箇所	61,179	3～7	国土交通省	
大分県 (佐伯市外)	交通安全事業	10.8km 18箇所	4,789	3～7	国土交通省	
大分県 (別府市外)	災害防除事業	5.6km 20箇所	5,225	3～7	国土交通省	
大分県 (大分市外)	橋梁耐震事業	4.5km 73箇所	5,317	3～7	国土交通省	
大分県 (大分市外)	街路改築事業	1.0km 3箇所	11,781	3～7	国土交通省	
大分県 (大分市外)	道路改築事業(県)	2.8km 6箇所	801	3～6	国土交通省	

4 備考

--

【施設別編】

5－2号 緊急輸送交通管制施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震等災害発生時及び復旧活動時において、交通の安全を確保する信号機の存在は大きなものとなる。
電力供給がストップした場合における交通の混乱を防止するため、主要交差点に自動起動式発動発電機を整備する。

2 五箇年計画への計上の考え方

緊急交通路、主要幹線道路、緊急輸送路等において、必要性、緊急性を勘案し自動起動式発動発電機を順次整備していく。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
緊急輸送交通管制施設	17箇所	20箇所	20箇所	20箇所	20箇所	97箇所
概算事業費 (百万円)	52	68	68	68	68	324

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県	交通安全施設整備事業	97箇所	324	3～7	警察庁	

4 備考

--

【施設別編】

5-4号 緊急輸送港湾施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県の地震時における緊急輸送港湾施設として、別府港をはじめ他4港を拠点港として港湾計画に位置付け、大規模な地震が発生した場合の全国からの緊急物資及び被災地からの住民等の緊急輸送機能を確保することを目的に十分な耐震性を有する係留施設(岸壁)の整備を図る。

また、緊急輸送港湾に位置付けられている耐震バース数は6バースであり、以下のとおりである。

- ①別府港(石垣地区)、②大分港(西大分地区)、③大分港(大在西地区)、
④臼杵港(下り松地区)、⑤津久見港(青江地区)、⑥佐伯港(女島地区)

対象施設としては、各港とも係留施設であり、詳細は以下のとおりである。

- ①別府港(石垣地区) -10.0m岸壁 1バースL=280m(整備済)(直轄)
②大分港(西大分地区) -7.5m岸壁 1バースL=230m(整備済)(直轄)
③大分港(大在西地区) -9.0m岸壁 1バースL=240m(整備中)(直轄)
④臼杵港(下り松地区) -5.5m岸壁 1バースL=155m(整備中)
⑤津久見港(青江地区) -5.5m岸壁 1バースL=90m(整備済)
⑥佐伯港(女島地区) -10m岸壁 1バースL=240m(整備中)(直轄)

臼杵港においては岸壁背後を大規模地震時の緊急避難、緊急貨物輸送に対処する荷捌き地等として整備する必要がある。

2 五箇年計画への計上の考え方

令和2年度末においては、緊急輸送港湾施設整備率は50%(直轄、大分県)であり、今後は整備中の臼杵港を含め3港、3バースの整備が必要である。

緊急輸送路のネットワーク化を図るためには、前述のすべての整備が急がれる。

特に緊急物資及び被災位置からの住民等の緊急輸送機能を早急に確保するために、現在整備中の臼杵港に集中的に投資し、早期完成を目指す。

以上により、1港(1バース)を計画に計上した。これにより、計画終了時での緊急輸送港湾施設整備率は17%向上する。(大分港、佐伯港は直轄事業)

耐震強化岸壁整理率(%) = (整備済耐震バース数) / (緊急輸送港湾バース数)

= 6/6 × 100 = 100% (直轄、県とも)

(= 2/6 × 100 = 33% (県のみ))

通常時には、各施設ともに港湾施設として必要な施設で、用途別に利用しているが、大規模な地震が発生した場合には、緊急の避難地として利用できるように計画する。

緊急輸送港湾施設と一体になった整備を必要とし、整備が急がれる。

特に、大規模な地震が発生した場合の救援物資の一時保管及び被災地からの住民・観光客等の避難場所を確保することをふまえ、臼杵港(下り松地区)を計上した。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
港湾	1箇所 1バース					1箇所 1バース
概算事業費 (百万円)	620					620

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (臼杵市)	港湾改修事業	0.2km 1箇所	620	3	国土交通省 (内閣府)	()は事業 所管府省庁

4 備考

--

【施設別編】

6号 共同溝等

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

安全で円滑な道路交通の確保、良好な景観の形成、災害時の防災区間の確保等を図るため、電線類地中化が緊急の課題となっており、県では「大分県無電柱化推進計画」に基づき整備を進めている。

電線類の地中化により、震災時の電柱の倒壊の危険がなくなり、安全な避難が確保され、また、共同溝に電線類を埋没させるため、地震などの災害等の影響を受けにくくなり、良好な通信環境を保持されることになり、県では電線管理者との合意の得られた箇所について整備を進める。

2 五箇年計画への計上の考え方

電線類地中化については電線管理者との合意が不可欠であり、電線管理者と電線類の地中化に向けた合意延長の追加を図り、積極的に整備を推進する必要がある。

当計画については、現在合意されている地中化区間の整備延長のうち、実現可能箇所を計上しており、補助国道5箇所、市町村道1箇所、街路3箇所、延長合計9.70kmの電線共同溝の整備を行う計画をしている。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
電線共同溝	道路局所管分	3.2km 6箇所					4.2km 9箇所
	都市局所管分	1.0km 3箇所					
概算事業費 (百万円)		2,473	3,189	4,095	3,342	3,315	16,414

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (大分市外)	無電柱化事業	3.0km 5箇所	11,778	3～7	国土交通省	
大分市	無電柱化事業	0.2km 1箇所	320	3～5	国土交通省	
大分県 (別府市外)	街路改築事業	0.7km 2箇所	3,063	3～7	国土交通省	
別府市	街路改築事業	0.3km 1箇所	1,253	3～7	国土交通省	

4 備考

--

【施設別編】

8号 社会福祉施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

施設利用等の安全性を確保するため、耐震基準以下の高齢者施設について、耐震改修を行う。

2 五箇年計画への計上の考え方

本計画により1施設が令和5年度までに耐震改修を終了する予定である。

3 整備計画

(1)年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
高齢者福祉施設			1箇所			1箇所
概算事業費 (百万円)			272			272

(2)個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
中津総合ケアセンター いずみの園	老人福祉施設整備事業	1箇所	272	5	厚生労働省	

4 備考

--

【施設別編】

11号 公的建造物

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震等の災害発生時、地域の防災拠点としての役割を果たすため、昭和56年以前に建てられた非木造で2階建て又は延べ床面積200㎡超の公的建造物の地震防災上の耐震性能を総合的に判断して、耐震化（改築又は補強）を推進するよう計画を策定する。

2 五箇年計画への計上の考え方

地域の防災拠点及び避難所として指定された施設のうち、耐震化の整備が進んでいない建物で耐震診断が終了したものから必要に応じて順次、改築又は補強を行う。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
避難所		2施設 (59百万円)		2施設 (121百万円)		4施設 (180百万円)
消防庁舎					1施設 (722百万円)	1施設 (722百万円)
市庁舎		1施設 (375百万円)				1施設 (375百万円)
概算事業費 (百万円)	0	434	0	121	722	1,277

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
佐伯市	公共施設等耐震 化事業(避難所) (市)	4施設 鶴見地区公民館 米水津地区公民館 佐伯地区公民館 西浦地区公民館	180	4,6	文部科学省	
佐伯市	公共施設等耐震 化事業(市庁舎) (市)	1施設 本匠振興局	375	4	消防庁	
宇佐市	公共施設等耐震 化事業(消防庁 舎)(市)	1施設 消防本部庁舎	722	7	消防庁	

4 備考

--

【施設別編】

12－1号 海岸保全施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

(農林水産省農村振興局及び水産庁所管海岸)
 本県における海岸線総延長は769kmであり、そのうち農林水産省農村振興局所管の海岸線延長は、31km(17海岸)である。現在、海岸保全事業として、10海岸で老朽化対策を実施している。
 水産庁所管の海岸線延長は71地区255kmであり、現在、海岸保全施設整備事業(高潮)を大分市の2地区で継続して整備中である。また令和3年度以降、佐伯市において海岸保全施設整備連携事業を1地区、津波対策緊急事業を1地区で事業化し、津波対策を重点的に進めているところである。また、令和5年度以降、海岸保全施設整備事業(高潮、津波・高潮)を佐伯市の2地区で進めていく。
 海岸保全施設は、築造後相当な年数が経過し、老朽化や破損等による改修が必要となってきたことから、計画的に改修を進めていきたい。

(国土交通省港湾課所管)
 国土交通省港湾局所管の海岸線延長は220kmであり、海岸保全事業を県内3カ所で実施中である。海岸保全施設の老朽化が進み、維持・補修・改修が必要となっていることから、順次対応を行いたい。

2 五箇年計画への計上の考え方

(農林水産省農村振興局及び水産庁所管海岸)
 津波・高潮により生じる被害の防止・軽減施設として現在整備中の箇所を挙げ、計画的に整備を進めたい。

(国土交通省港湾課所管)
 津波被害の防止・軽減施設として現在整備中、または整備予定の箇所を挙げ、計画的に整備を進めたい。

3 整備計画

(1)年次計画						
施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
海岸保全施設	22箇所					22箇所
概算事業費 (百万円)	479	863	942	959	692	3,935
(2)個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (豊後高田市)	海岸保全施設整備 事業	10箇所	580	3～6	農林水産省	
大分県 (佐伯市)	海岸事業(漁港海 岸)	2箇所	1,100	3～7	水産庁	
佐伯市	農山漁村地域整備 交付金(海岸保全 施設整備事業)	2箇所	307	5～7	水産庁	
大分市	農山漁村地域整備 交付金(海岸保全 施設整備事業)	2箇所	758	3～7	水産庁	
大分県 (別府市外)	防災・安全交付金 (海岸事業)	6箇所	1,190	3～7	国土交通省	

4 備考

--

【施設別編】

13－1号 砂防施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県は、地形が急峻で地質が脆弱なことから、土石流発生のおそれがあり、重要な保全対象のある土石流危険渓流が2,224箇所と多い。また、毎年のように全国各地で土砂災害により貴重な生命・財産等が失われている状況であり、本県も平成20年に人命が失われる土砂災害が発生した。

県土の安全を高めていくための重点事業として事業を実施しているが、令和2年度末現在の土石流危険渓流の整備率は25.9%にとどまっている。

また、震災対策として、これらの危険渓流の内、地震に誘発されて土石流の発生する危険度が高く、家屋が密集した地域に被害をもたらす恐れのある渓流において早急な整備が求められている。このような震災対策を要する土石流危険渓流は2,224渓流中61渓流である。

2 五箇年計画への計上の考え方

計画策定にあたっては、保全対象となる地区内の住宅数の多さ、または福祉施設や公共施設の有無、土石流の発生により緊急輸送路が寸断されることにより被災地域が孤立する可能性の有無等を総合的に勘案して、砂防設備を整備するための緊急性の高さを判断基準とした。

これらの判断基準を基に、計画期間内での事業実施の可能性に配慮し、危険性の高い渓流を優先的に計上することとし、今回の五箇年計画では49渓流の整備を計上した。

これにより、計画終了時点の地震による土石流危険渓流整備率は28.1%となる。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
砂防設備	49箇所					49箇所
概算事業費 (百万円)	778	2,475	2,470	1,590	1,198	8,511

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (大分市外)	通常砂防事業 火山砂防事業	49箇所	8,511	3～7	国土交通省	

4 備考

--

【施設別編】

13－2号 保安施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県の7割は森林が占め、地形が急峻で地質が脆弱であり、山地災害が発生する恐れのある山地災害危険地区が6,808箇所と多い。また、近年は数年おきに大規模な山地災害が発生しており、県民の生命・財産が脅かされている。

このため、森林のもつ土砂流出防備機能や土砂崩壊防備機能を維持・強化し、斜面崩壊や土石流の発生を防止していく治山事業を実施しているが、令和2年度末の整備状況は2,154箇所と31.6%の整備率にとどまっている。

このような状況下、斜面崩壊や土石流発生危険性が高い山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）を森林整備保全事業計画（令和元年度～令和5年度）に基づき、治山事業で計画的に整備し、森林のもつ土砂流出防備機能や土砂崩壊防備機能の増進を図る。

震災対策としては、これら危険地区の整備を長期的目標とする。

2 五箇年計画への計上の考え方

計画の策定にあたっては、危険地区の荒廃状況、保全対象の重要度、位置関係を総合的に勘案し、緊急性の高さに基づく優先度を基準とした。

以上を基に、過去の実績を踏まえ五箇年計画において42地区を整備することを計上した。

これにより計画終了時には2,196地区（32.3%）が整備完了する予定である。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
保安施設	7箇所	7箇所	8箇所	13箇所	7箇所	42箇所
概算事業費 (百万円)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (大分市外)	治山事業	42箇所	12,500	3～7	林野庁	

4 備考

--

【施設別編】

13－3号 地すべり防止施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

県下の地質は、西南日本において最も複雑な構造となっており、地すべりの分類上では、北から内帯、長崎三角帯、外帯の3つの地区に大別でき、地すべりの形態においても大分地区の破碎帯地すべり、日田地区の第3紀層地すべり、別府地区の温泉地すべり等を見ることができる。このため、地すべり危険箇所も県下全域に点在しており、342箇所の危険箇所を有している。

大分県には松山－伊万里線、大分－熊本線、臼杵－八代線などの大規模な構造線が通過するため、複雑な地質を形成するとともに、構造線付近の岩盤は破碎作用、変成作用を受け脆弱である。

また、地すべり形態においても、中南部地区の破碎帯地すべり、北西部地区の第3紀層地すべり、別府地区の温泉地すべり等、多様なものとなっている。

（農林水産省農村振興局所管地すべり防止施設）

県内には農地保全に係る地すべり防止区域が9箇所存在する。整備後25年を経過した施設もあり、老朽化の進行で破損等が見られることから、計画的に改修を進めていきたい。

（林野庁所管地すべり防止施設）

県内には林地保全に係る地すべり防止区域が、111箇所存在し、整備率は令和2年度末現在で32.4%（36箇所）である。震災対策としては、これら危険区域を施設の整備及び長寿命化を目標とする。

（国土交通省所管地すべり防止施設）

地すべり危険箇所も県下全域に点在しており、222箇所の危険箇所を有している。整備率は令和2年度末現在33.3%であるが、震災対策としては、これら危険区域を長期的な整備目標として整備していきたい。

2 五箇年計画への計上の考え方

（農林水産省農村振興局所管地すべり防止施設）

県内には農地保全に係る地すべり防止区域が9箇所存在する。整備後25年を経過した施設もあり、老朽化の進行で破損等が見られることから、計画的に改修を進めていきたい。

（林野庁所管地すべり防止施設）

林地保全に係る地すべり防止施設の整備については、緊急性の高い箇所を地すべり防止法による「地すべり防止区域」に指定し、国庫補助事業により実施している。現在法指定を受けている地すべり防止区域は26箇所あり、事業実施中の1箇所を除き整備済みである。今回の五箇年計画では、事業実施中の1箇所を概成させるとともに、新たに地すべり活動が顕在化した箇所が発生した場合は、地すべり防止区域への法指定をし、事業着手を図る。

これにより計画終了時には、危険地区の整備は38箇所（34.2%）となる予定である。

（国土交通省所管地すべり防止施設）

計画の策定にあたっては、鶴見岳・伽藍岳の活火山の影響で、温泉地すべりが発生している別府市周辺及び第3紀層地すべりの集中地帯である日田地方を優先的に考慮し、保全対象の多い区域・要配慮者利用施設や重要な生活関連道路等を有する区域など緊急性の高い箇所から整備を行う。

これらの判断基準を基に、今回の五箇年計画では、平成28年度からの五箇年計画に計上したものの事業が未達成だった整備箇所の整備及び新たに地すべり活動が活発化した整備箇所3箇所を計上し、全地区において概成を図ることとした。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
地すべり防止施設	13箇所					13箇所
概算事業費 (百万円)	302	799	287	177	165	1,730

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (由布市外)	農村地域防災減災 事業(地すべり防 止対策事業)	3箇所	29	3,5~7	農林水産省	
大分県 (大分市外)	地すべり防止事業	2箇所	750	3~7	林野庁	
大分県 (日田市外)	防災・安全交付金 事業(地すべり対 策事業)	8箇所	951	3~7	国土交通省	

4 備考

--

【施設別編】

13－4号 急傾斜地崩壊防止施設

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県は、県土の約70%が山地であり、中山間地や都市近郊部など急峻な地形に多くの人家が存在しており、平成28年度現在の急傾斜地の要対策箇所は3,300箇所と多い。
 このような状況の下、県土の安全を高めていくため、急傾斜地崩壊対策を重点事業の一つとして実施してきており、令和2年度末の整備率は32.7%となっている。
 しかし、震災や集中豪雨の対策として、土砂災害から住民の生命・財産を守るためには、危険箇所の整備は十分でなく、今後も着実に整備を進めていきたい。

2 五箇年計画への計上の考え方

計画計上にあたっては、がけ崩れ災害のない安全で安心できる生活基盤を確保するため、老人ホーム・病院・幼稚園等の要配慮者利用施設や、避難地・避難路に係る箇所等緊急度の高い箇所の整備を推進していく。
 これらの判断基準を基に今回の五箇年計画では、未整備箇所である58箇所の危険箇所の整備を計上し、全箇所において概成を図ることとした。これにより整備率は34.5%となる予定である。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
急傾斜地崩壊防止施設	58箇所					58箇所
概算事業費 (百万円)	1,246	1,272	1,315	566	139	4,538

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (豊後高田市 外)	防災・安全交付金 事業(急傾斜地崩 壊対策事業)	58箇所	4,538	3～7	国土交通省	

4 備考

--

【施設別編】

13－5号 ため池

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

大分県の気候は複雑で北部、中部、西部、南部に分かれており、年間降水量は中部や北部で少なく、西部山岳地帯から山沿い及び県南東部で多くなっている。県下の農業用ため池は2118か所あり、年間降水量の少ない県北（国東半島を含む）地域に全体の約6割が分布している。このうち、農業用ため池の決壊により下流人家、公共施設等に影響を及ぼす恐れのある防災重点農業用ため池は1029か所ある。

これらのため池について、「防災重点農業用ため池に係る防止工事等推進計画」に位置づけ、決壊した場合の下流への影響度等を踏まえ、市町村・管理者等と協議を行い、優先順位を決定して、防災工事等（劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事や廃止工事）を計画的に実施する。

2 五箇年計画への計上の考え方

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に位置づけられたため池から、計画的に整備を行っていきたい。

3 整備計画

(1)年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
ため池	71箇所					71箇所
概算事業費 (百万円)	1,231	2,957	1,771	938	757	7,654

(2)個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
大分県 (大分市外)	防災重点農業用ため池等整備事業	81箇所	8,604	3～7	農林水産省	－

4 備考

--

【施設別編】

1 5号 防災行政無線設備

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

本県では、これまで計画的に市町村防災行政無線の整備を図ってきた。市町村防災行政無線の整備の種類は、同報系無線、移動系無線、地域防災無線があるが、長期的にはそれらの無線施設を18市町村すべてに整備することが目標である。

また、既に整備されている市町村にあっては、デジタル無線への更新を計画的に進める必要がある。

2 五箇年計画への計上の考え方

令和3年3月現在において、市町村防災行政無線（同報系、移動系、地域防災無線のいずれか）や防災情報を伝達するためのシステムを整備済の市町村数は18である。

豊後大野市について、デジタル防災行政無線を導入。竹田市について、既存の光ケーブル網を利用したIP告知放送設備の老朽化に伴い、新たな防災情報伝達手段の整備を図る。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
防災行政無線	2箇所					2箇所
概算事業費 (百万円)	1,065	30	1,000			2,095

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
豊後大野市	防災行政無線整備事業(市)	1箇所	1,063	3	消防庁	
竹田市	防災行政無線整備事業(市)	1箇所	1,497	5～7	消防庁	

4 備考

--

【施設別編】

17号 備蓄倉庫

1 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

災害が発生したときに、交通手段が寸断等により生活必需品の確保が困難な被災住民に対して、必要な物資を供給するため、事前に物資を備蓄する施設として、備蓄倉庫を整備する。

2 五箇年計画への計上の考え方

市町村の整備する備蓄倉庫については、危険分散と迅速な輸送、供給の実施可能な配置を考慮し、現有286箇所に加え、本計画において6箇所を計上する。

3 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
備蓄倉庫	2箇所	3箇所	1箇所			6箇所
概算事業費 (百万円)	218	268	54			540

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定 年度	関係省庁	実施目標 との関係
別府市	防災備蓄倉庫整備事業(市)	3箇所	291	3～5	消防庁	
臼杵市	防災備蓄倉庫整備事業(市)	1箇所	105	3	消防庁	
豊後大野市	防災備蓄倉庫整備事業(市)	1箇所	82	3	消防庁	

4 備考